平成２８年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市津久井２丁目４番23―103号
債務者　清水　誠一
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２８年（フ）第１５９号
神奈川県横須賀市三春町５丁目58番地　金堀アパートＡ―209
債務者　岸　めぐみ
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２８年（フ）第５６９号
神奈川県平塚市唐ケ原14番地の２　ピュア湘南104号
債務者　鈴木奈保子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第５７３号
神奈川県平塚市四之宮２丁目11番19―102号コーポ若林
債務者　谷　さゆり
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第５７７号
神奈川県厚木市林２丁目27番52号　メゾンドロッシュ205
債務者　星　　美穂（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第９６号
山口市吉敷赤田３丁目10番11号　メゾン美の越Ｅ202、前住所山口県宇部市大字西岐波4621番地４　ペンギン村Ｇ棟101号
債務者　田村香奈江
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第１０９８号
埼玉県和光市新倉１丁目19番２号　アーバンライフ２―103
債務者　大久保武志
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第５１９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区31棟410号
債務者　田中フローラこと　タナカ　フローラ　ヴィサヤ
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第５３１号
埼玉県春日部市牛島1500番地41
債務者　吉永　重則
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第５６２号
埼玉県春日部市南３丁目17番22号　イトーハイツ206、旧住所埼玉県さいたま市北区日進町１丁目856番地３
債務者　平間　　毅
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第３９４号
大阪府和泉市内田町４丁目２番８号
債務者　前田　俊治
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２８年（フ）第４２５号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目12番10号アルカディア501、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目15番12号
債務者　越野　良二
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２８年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市土生町２丁目18番16―406号、前住所大阪府岸和田市南上町１丁目45番12号
債務者　平野　伸子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２８年（フ）第４４８号
大阪府和泉市内田町１丁目12番27号
債務者　石川その子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２８年（フ）第４５１号
大阪府泉南市信達牧野1046番地の７
債務者　小松　英紀
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２８年（フ）第４５４号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目７番５号アビタシオン府中102号、住民票上の住所大阪府和泉市王子町３丁目９番６号（住民票上の前住所）大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―319号
債務者　河合　昭典
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２８年（フ）第４５７号
大阪府泉佐野市湊３丁目６番６号ことぶき荘１
債務者　家治　保文
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係